

**【最高裁判決（昭和 60 年 10 月 23 日）】**

・・・本条例 10 条 1 項、16 条 1 項の規定（以下、両者を併せて「本件各規定」という。）の趣旨は、一般に青少年が、その心身の未成熟や発育程度の不均衡から、精神的に未だ十分に安定していないため、性行為等によって精神的な痛手を受け易く、また、その痛手からの回復が困難となりがちである等の事情にかんがみ、青少年の健全な育成を図るため、青少年を対象としてなされる性行為等のうち、その育成を阻害するおそれのあるものとして社会通念上非難を受けるべき性質のものを禁止することとしたものであることが明らかであつて・・・

**【他の都道府県での一般的な記載（「淫行」禁止規定の趣旨として、北海道の条例解説）】**

青少年は、通常の成人と比べ、その心身が未発達の部分が多く、精神的に判断能力も乏しいことから、成人が青少年を性の対象として不道德な行為を行うことは、青少年にとって痛手となり、後々まで大きな傷手となる。このような青少年の特質に配慮してその健全な育成を阻害するおそれのあるものとして、社会通念上非難を受けるべき性質のものを禁止したものである。

【他都道府県青少年健全育成条例の「目的」規定】

<p>北海道</p>	<p>北海道青少年健全育成条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、道、保護者、事業者、青少年及び道民の責務等を明らかにし、並びに道の施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及びその福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現に資することを目的とする。</p>
<p>青森県</p>	<p>青森県青少年健全育成条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県及び県民の責務を明らかにし、青少年の健全な育成に関する施策の大綱を定めるとともに、青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の健全な育成を阻害する行為の規制等について必要な事項を定めることにより、青少年の健全な育成に資することを目的とする。</p>
<p>石川県</p>	<p>いしかわ子ども総合条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもが健やかに生まれ育ち、自立した大人となり、そして安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりについて、基本理念を定めるとともに、乳幼児の出生及び発達の保障、青少年の健全な育成、若者の自立に向けた支援、地域社会全体による子育て支援、子育てをする雇用労働者への配慮、食育の推進並びに子どもの権利擁護に関し、それぞれ必要な事項を定めることにより、子どもに関し一貫した施策を総合的に推進し、もって石川の次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。</p>
<p>大阪府</p>	<p>大阪府青少年健全育成条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにするとともに、府の基本施策を定めてこれを推進し、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。</p>

【近年「子どもを犯罪から守ること」を目的として制定された 他府県条例の「目的」規定】

奈良県	<p>子どもを犯罪の被害から守る条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪の被害を未然に防止するため、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策及び規制する行為を定め、もって子どもの安全を確保することを目的とする。</p>
大阪府	<p>大阪府子どもを性犯罪から守る条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもに対する性犯罪を未然に防止するため、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、子どもの安全を確保するための取組を推進し、及び必要な規制等を行い、もって子どもが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。</p>
栃木県	<p>栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの安全の確保に関し県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもの生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある行為を規制すること等により、子どもを犯罪の被害から守ることを目的とする。</p>
京都府	<p>京都府児童ポルノの規制等に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、児童ポルノの流通及び拡散の防止等に関し府、府民等の責務を明らかにするとともに、児童ポルノに係る行為に対する必要な規制等及び児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対する支援を行うために必要な事項を定めることにより、児童の権利が擁護され、児童ポルノによる児童の権利の侵害を決して許さない社会の構築を図り、もって児童ポルノを根絶し、児童ポルノによる被害をなくすることを目的とする。</p>

## 【目的規定例】

「子どもの性被害の防止」を目的

（目的）

第1条 この条例は、子どもの性被害の防止に係る県、〇〇等の責務を明らかにするとともに、子どもが性被害に遭わないための取組及び必要な規制等を定めることにより、子どもを性被害から守ることを目的とする。

「子どもの性被害の防止と被害者支援」を目的

（目的）

第1条 この条例は、子どもの性被害の防止に関する県、〇〇等の責務及び子どもを性被害から守るために必要な規制等を定めるとともに、性被害に遭った子どもに対する支援のために必要な事項を定めることにより、子どもの性被害の防止及び性被害に遭った子どもの支援を図ることを目的とする。

## 【「性被害」の定義】

### □ 専門委員会報告書の定義（報告書 p 13）

刑法上の暴力的犯罪の被害にとどまらず、子どもの未熟さや不安定さにつけこんだ大人の性行動から生じる被害、児童ポルノの被写体にされることや、性的乱用行為も含まれる。

（なお、専門委員会報告書では、「子どもを性被害等から守る・・・」との記載があるが、「等」とは「性被害につながる行為」をいう。）

### □ 性被害と想定されるもの

区 分	処 罰 規 定	具 体 例
性犯罪による被害	刑法 § 176（強制わいせつ罪） 刑法 § 177（強姦罪）	抗拒不能の状態(13歳以上)で、わいせつ行為を受けた、姦淫された
	刑法 § 174（公然わいせつ罪）	公園で露出させた性器を見せられた
	児童福祉法 § 34-I-⑥	淫行行為を強いられた
	児童買春処罰法 § 4（児童買春）	児童買春された
	児童買春処罰法 § 7-IV（児童ポルノ製造）	裸の写真を撮られた
	迷惑防止条例 § 4-①	痴漢行為（服の上から触られた）を受けた
性犯罪までには至らないが、意に沿わない性的行為を受けた	（淫行禁止規定違反）	騙されて性交してしまった
		屋内の一室で、性行為を見せられた
「性」犯罪と呼べるか微妙な行為を受けた	迷惑防止条例 § 4-③	卑わいな言動を受けた
	（ストーカー規制法）	つきまとい行為を受けた

□ 「性被害」の用語（類似用語を含む。）の使用例（別紙参照）

	性被害	性的被害	性犯罪被害	性犯罪	性的犯罪
長野県 （条例・規則）	なし	なし	条例・規則になし （「犯罪被害者等の経済的負担軽減措置」制度の要領にあり）	長野県保健所使用料等徴収条例第4条第1号	長野県警察の組織に関する規則
国（法律等）	なし	なし	法令にはなし（男女共同参画基本計画にあり）。	法令になし（男女共同参画基本計画にあり）。	なし
他県（条例・規則）	なし	熊本県少年保護育成条例	石川県警察の組織等に関する規則	大阪府子どもを性犯罪から守る条例 警視庁組織規則	愛知県警察の組織に関する規則

□ 被害者支援や教育の観点から見た「性被害」の用語の意義

性犯罪・性暴力被害者	内閣府作成 「ワストップ支援センター開設・運営の手引き」	「性犯罪・性暴力被害者」の定義的な記述はない。 「本手引においては、ワストップ支援センターの主な支援対象を、警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む。）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者」としている。ただし、それ以外の被害者についても、・・・情報提供などの支援を行うことを想定している。
性被害	県教委作成 「性に関する指導の手引き」	「性被害」の定義的な記述はない。 小6を対象とした題材「安全な生活」の記述において、「痴漢・誘拐、性器を見せられた、声をかけられた、写真をとられた」といった記述あり。 高1を対象とした題材「性被害者・加害者にならない」の記述においては、「SNS、出会い系サイト・・・等の利用で危険に巻き込まれる・・・」といった記述はあるが、具体的な記述はなし。

## 【保護法益】

### □ 他県の考え方

解説書に明確に記載しているものはない。参考になる記述として、

#### ア 大阪府

- 1 H24.12 開催の大阪府青少年健全育成審議会資料から  
青少年健全育成条例の保護法益
  - 青少年を取り巻く社会環境を整備（一次的目的＝社会的保護法益）し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護（二次的目的＝個人的保護法益）し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。
- 2 上記審議会における府職員の説明  
「・・・この条例のなかには個人的法益が前面に出る「淫行罪」に関する規制がある・・・」

#### イ 淫行処罰規定を非親告罪としている理由として

岩手県 解説	「青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境を浄化し、青少年の健全な育成を図る」という社会的法益の保護を目的としているため。
山形県 解説	刑法は個人の性的自由ないし貞操を保護法益とするのに対し、条例は青少年の保護育成という公共的利益を保護法益とするこの違いによる。

### □ 判例（大阪高裁 S48.12.20）

・・・（略）・・・刑法一七六条ないし一七八条の強姦罪または強制わいせつ罪の規定は、風俗犯としての面をもつとともに一八歳未満の少年に対するこれら行為を処罰することによつて間接的には右少年の保護が計られることも否定しがたいところであるけれども、むしろ、直接的には主として個人の一種の人格的自由としての性的自由を保護法益とするのに対し、本条例が少年に対するいん行またはわいせつ行為を禁止するのは、その一条の規定からも明らかな如く、少年は心身が未成熟であるため反倫理的な行動経験による衝撃や影響を受けることが多く、またこれらからたやすく回復しがたいなどの点で成人に比してきわめて特徴的であるので、そのような少年の情操を害するおそれのある行為から少年を保護し、少年の健全な保護育成を図ることを目的とするものであるから、両者はその趣

旨ないし目的を異にするものというべく、したがって、本条例一〇条一項、一五条三項が刑法に反するといえないのはもとより、右刑法の各条項か本条例の右条項所定の事項につき地方自治法一四条五項にいう法令に特別の定があるものにも該当しないというべきである。所論は刑法一七六条後段においては一三歳未満の男女に対するわいせつ行為はこれを親告罪としているのに、本条例の少年に対するわいせつ行為についてはこれを非親告罪としているのは、かえって条例に刑法よりも強い態様の規制を認めたものであり、告訴なきが故に強制わいせつ罪を適用せずに、条例を適用してこれにかえるという不合理な結果を招くというのである。なるほど、強制わいせつ罪を親告罪とした立法趣旨は、告訴なくして事件を訴追することによって、被害者の名誉を傷つけるおそれがあるので、訴追するかどうかを被害者あるいはその法定代理人の意思にかからしめたものであると解されるから、個人の性的自由を保護法益とする限り、刑法が強制わいせつ罪につき告訴を要件としたことは首肯されるのであるが、前記の如く、本条例は、刑法の強制わいせつ罪の規定とその趣旨目的を異にし、少年の保護育成を図ることを目的とするものであるから、その処罰につき告訴を要件としないものとするにも十分首肯し得る理由があり、そうすることによつて、刑法の強制わいせつ罪に対する処罰との間に所論のような不権衡が生じても、またやむを得ないところというべく、右所論は採用しがたい。・・・(略)・・・



## 「性被害」等の長野県及び他県での用例

【性被害】 該当なし

### 【性的被害】

○ 熊本県少年保護育成条例(昭和46年条例第30号)

(業者等の自主規制)

第6条 興行、図書等又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該興行場を経営する者若しくは興行を主催する者(以下これらを「興行者」という。)又は当該図書等の販売、頒布、交換、貸付けその他これらに準ずる行為(以下「販売等」という。)を業とする者は少年に当該興行を観覧させ、又は当該図書等の販売等をしていないよう努め、当該広告物の広告主又は管理者は当該広告物を掲出しないよう努めなければならない。

(1) 著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

#### 【熊本県少年保護育成条例の解説】

「性的被害を誘発し」とは、それがきっかけとなって、性的被害をもたらすおそれがあるものをいう。例えば、テレホンクラブ等営業を宣伝する図書等は、少年に性的被害をもたらすおそれがあるものである。

※ 性的被害：強姦、強制わいせつなど、性に関する犯罪で少年の身体に対するものによる被害を想定(熊本県くらしの安全推進課から聞き取り)

### 【性犯罪被害】

○ 石川県警察の組織等に関する規則(昭和41年3月22日公安委員会規則第4号)

(捜査第一課)

第10条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

(10) 性犯罪捜査の指導及び性犯罪被害の相談に関すること。

○ (石川県)一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和32年9月6日人事委員会規則第3号)

別表第9(第52条関係)給料の調整額の適用区分表

臨床心理士で性犯罪被害者、少年等の精神相談及び自立支援に従事することを本務とする職員

### 【性犯罪】

○ 大阪府子どもを性犯罪から守る条例(平成24年3月28日条例第2号)

#### 【同条例第2条第2号(定義)】

性犯罪 次に掲げる罪をいう。

イ 刑法第176条から第179条まで、第181条、第225条(わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第228条(同法第225条に係る部分に限る。)、第241条及び第243条(同法第241条に係る部分に限る。)の罪

※ 強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、強制わいせつ等致死傷、営利目的等略取及び誘拐(わいせつの目的に係る部分に限り、未遂罪を含む。)、強盗強姦及び同致死(未遂罪を含む。)

- ロ 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条（刑法第241条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係る部分に限る。）の罪 ※ 常習強盗強姦
- ハ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条第3項の罪 ※ 児童ポルノ製造
- ニ イからハマまでに掲げるもののほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪 ※ 公然わいせつ、痴漢（迷惑防止条例違反）、買春、児童ポルノ所持など、性に関する犯罪を広く想定（大阪府治安対策課から聞き取り）

- 長野県保健所使用料等徴収条例（昭和39年3月30日条例第34号）  
（使用料又は手数料の減免）

第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料又は手数料を減免することができる。

- (1) 裁判官等が、性犯罪被疑者が性病にかかっているかどうかについての検査のために利用するとき。

- 警視庁組織規則（昭和47年4月1日公安委員会規則第2号）  
（生活安全特別捜査隊）

第57条の2

3 生活安全特別捜査隊の分掌事務は、次のとおりとする。

- (3) 子ども及び女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある生活安全警察関係法令違反の取締りに関すること。

【警視庁企画課組織係から聞き取り】

- ・「性犯罪」：強姦、強制わいせつのほか、痴漢（迷惑防止条例違反）など性に関する犯罪全般を捉えている。
- ・性犯罪「等」：付きまとい、誘拐など性犯罪以外を指す。

- 神奈川県警察の組織に関する規則（昭和44年3月31日公安委員会規則第2号）  
（生活安全総務課の分掌事務）

第14条 生活安全総務課は、次の事務を分掌する。

- (16) 子ども及び女性に対する重大な性犯罪等（以下「重大な性犯罪等」という。）に係る対策に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

他に、宮城県、千葉県、石川県、山梨県、福岡県、長崎県、大分県他で類似の規定

【性的犯罪】

- 長野県警察の組織に関する規則（昭和38年3月30日公安委員会規則第2号）  
（子供・女性安全対策課）

第10条の2 子供・女性安全対策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (5) 子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪の予防に関すること。

「実務捜査提要」による犯罪手口内容の分類中の「性的犯罪」の項目に基づく。

- ① 強姦、その他の姦淫
- ② 強制わいせつ、露出、わいせつ図書等の頒布等
- ③ 性的欲求に基づく身体損傷、衣類等の汚損・破損、住居等の汚損・破損
- ④ 性的欲求に基づく追従（付きまとい、待ち伏せ等）、のぞき、住居侵入

他に、愛知県で類似の規定